

令和3年度 厚生労働省補正予算案（参考資料）

Ⅱ．「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

～ 目 次 ～

1．安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 検疫におけるワクチン接種証明書の電子化への対応・・・・・・・・・・ 1
- 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援・・・・・・・・・・ 2
- イベントの実施等による生活衛生関係営業の消費喚起・・・・・・・・・・ 3
- 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援・・・・・・・・・・ 4

2．感染症有事対応の抜本的強化

- 新興感染症の治療薬等に関する研究開発等の推進・・・・・・・・・・ 5
- 新型コロナウイルスワクチン開発支援等・・・・・・・・・・ 10
- プレパンデミックワクチンの備蓄等様々な感染症対策の充実・強化・・ 11
- 国立感染症研究所等の体制強化・・・・・・・・・・ 12
- 機動的な水際対策の推進、入国者の健康確認の体制確保・・・・・・・・ 14
- 国際機関と連携した国際的な研究開発等の推進・・・・・・・・・・ 17

① 施策の目的

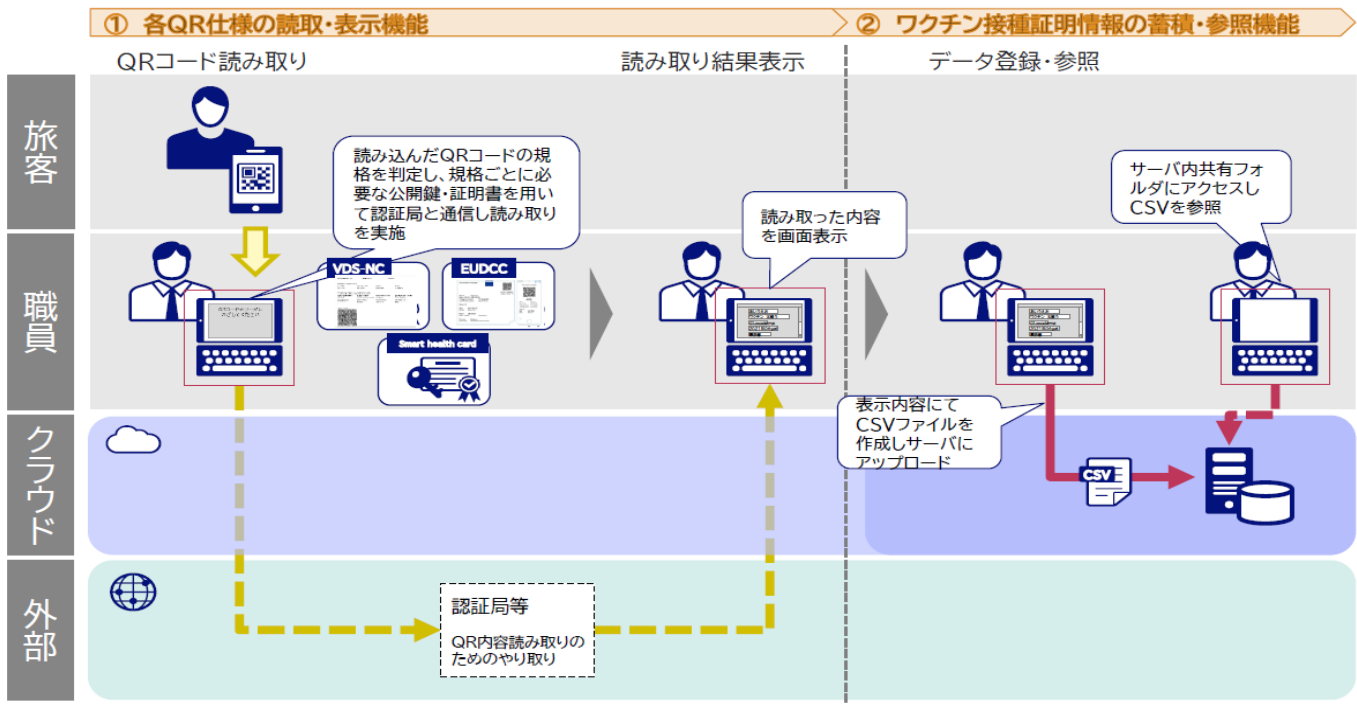
新型コロナウイルス感染症に係る水際対策を機動的に実施するため、検疫の機能・体制の充実・確保を図る。

② 施策の概要

今後、増加が見込まれる入国者に対応するため、ワクチン接種証明書の電子化（QRコード）への対応など水際対策の効率化を図る。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

・実施主体：国（検疫所）（委託）



④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

入国者の増加に対応するとともに、検疫による水際対策の効率化を図る。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度補正予算案:36億円

事業概要

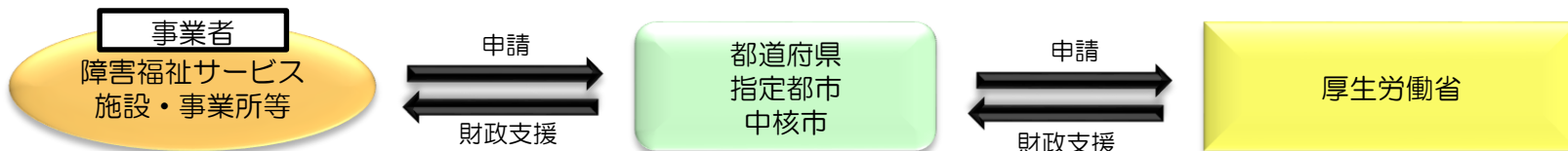
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めるため、障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 施設・事業所等において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

事業内容

- 1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
- 2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要な経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援**
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

事業スキーム等

- 実施主体:上記1、2の事業 都道府県・指定都市・中核市
上記3の事業 都道府県
- 補助率:上記1、2の事業 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3
上記3の事業 国2/3、都道府県1/3



生活衛生関係営業業績回復支援事業

令和3年度補正予算案：4.2億円

1 事業目的

生活衛生関係営業の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細の事業者であり、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人流の減少や、行政からの様々な自粛要請に伴う売上の減少等により、全ての生衛業において、経営が危機的な状況に陥っている。国民の日常生活に関わる生活衛生業において事業者の廃業や経営状況の悪化による、サービスの質の低下等が進行すれば、衛生水準の維持が難しくなり、生活衛生業を利用する消費者（国民）の健康への影響も懸念されるところである。以上を踏まえ、生活衛生関係営業の業績回復を支援する。

2 事業概要

○生活衛生関係営業における全国的（地域的）な消費喚起イベント等16業種において消費者を呼び込むための全国的なキャンペーンや、消費者に対して衛生水準の高さをアピールする機会を創出し、消費喚起を図る。

（例）理美容クリーニングの実演イベント、飲食店スタンプラリー、販売業の出張イベント

◆生活衛生関係営業対策事業費補助金
補助先：全国生活衛生同業組合連合会（16業種）
補助率：10/10
補助額：1連合会当たり約26,000千円

（運営）全国生活衛生同業組合連合会

経費助成

- ・事業実行委員運営会議
- ・ブロック別運営会議
- ・地域でのイベント開催 など

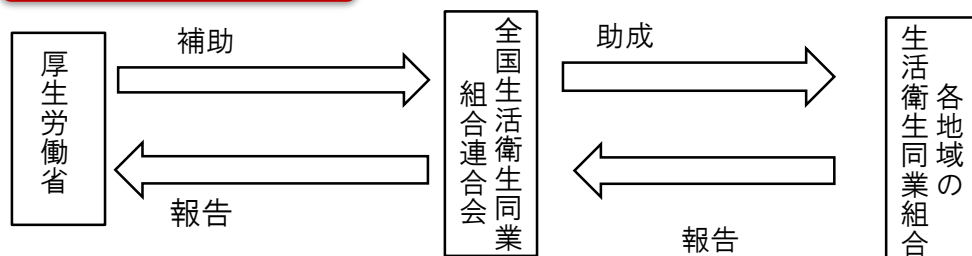
（企画・実施）都道府県生活衛生同業組合

イベント開催

- ・理美容クリーニングの実演イベント
- ・飲食店、浴場、旅館のスタンプラリー
- ・映画館の感染対策PR
- ・販売業の出張イベント
- ・業種横断の商店街集客イベント など



3 実施スキーム



「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針2021）」

（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開～
（2）活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。

「経済対策パッケージ」より中小事業者支援

新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業

令和3年度補正予算案：51百万円

概要

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することに伴い、心身の変調が生じる住民が増えていくことに備え、十分な精神保健上の支援（心のケア）を実施できるよう、精神保健福祉センターや保健所等への財政支援を実施する。

新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、その他保健所設置市、特別区

【補助率】3／4

【事業内容】

①住民への心のケア

- －住民からの相談対応（対面、電話、メール、SNS等）
- －関係機関との連絡会議
- －相談対応にかかる研修、広報



電話相談



SNS相談

②市町村等が行う相談支援に対する後方支援・技術的助言



③新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けている機関・組織に対する、精神科医等による心のケアに関する技術的支援・助言



施策の目的

新型コロナウイルス感染症について、これまでの研究で解明された治療効果や安全性等の情報を活用し、治療薬等の実用化に向けた更なる支援や、疾患の全容解明に向けた病態解明等の研究支援を行う。

施策の概要

新型コロナウイルス感染症に対する有望な治療薬等の開発研究が、次の研究段階に移行出来るように支援するとともに、解明されつつある新型コロナウイルスの重症化因子や免疫機構等の基礎研究成果を活用した新たな治療法・診断法・感染予防管理等に関する研究開発を支援する。また、病態特性・伝播様式など、疾患の臨床像及び疫学的特徴の理解につながる調査・研究を行う。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新型コロナウイルス感染症の新たな治療法・診断法・感染予防管理等の確立や疫学調査の拡充で疾患の全容を解明していくことに加え、新型コロナウイルス感染症の有効な治療薬等に関する研究開発を促進していくことで、社会経済活動の再開に貢献するとともに、治療薬等の国産化や安定供給できる体制を整える。

施策の目的

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ新たな感染症に備えた治療薬等の研究開発を支援する。

施策の概要

新たな感染症の発生に備える観点から、今後流行し得る既知の新興感染症や、未知の感染症（Disease X）に対し、迅速に応用可能な基盤技術を含めた治療薬・診断技術・感染予防管理等の研究開発の支援を行う。
また、新たな感染症の発生を国内外で早期に把握するため、感染症インテリジェンスやサーベイランス、疫学調査の推進に資する研究開発を実施する。

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、新たな感染症に備えるため、治療薬等の必須対抗手段の基盤に関する研究開発促進により、感染症危機管理体制の強化を行う。これにより、治療薬等の国産化や安定供給が可能となる体制・環境の整備を進める。

目的

○今般の新型コロナウイルス感染症の流行において、日本国内におけるワクチンの開発が遅れ、未だ実用化されていない。「ワクチン開発・生産体制強化戦略（令和3年6月1日閣議決定）」では、感染症ワクチンの第Ⅲ相試験では数万人単位の被験者の確保が必要となること、一方で日本でいまだかつてこのような大規模の治験を実施したことがない点が指摘されている。

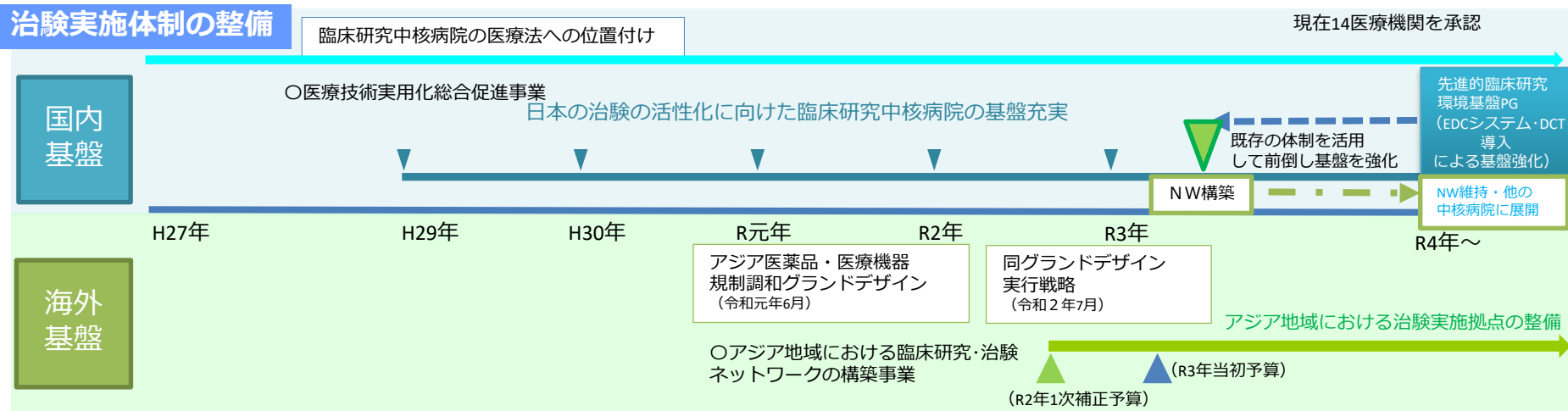
○この様な背景から、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症に対するワクチン等について、迅速に大規模な臨床研究・治験を立ち上げるため臨床研究中核病院（※1）が持つネットワークを活用した体制強化を進め、短期間に大規模な患者の組入が可能となる体制を構築する。

○現在、国産ワクチンについて第Ⅲ相試験の実施が計画されていることから、臨床研究中核病院と関連医療機関との既存の連携体制を活用した臨床研究EDC ネットワーク構築を行う。

※1 臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器等の開発を推進するため、国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として医療法上に位置づけ（平成27年4月施行）。

治験実施体制の整備



事業内容

- 臨床研究中核病院と傘下の医療機関との連携に基づき、**共通に試験データを入力・送達が可能となる臨床試験EDC（※2）ネットワークを構築**し、短期間に多数の医療機関が効率的にデータ収集を行うことを可能とする。
- 感染症流行時の患者の来院を避け、患者の負担を減らす**新規の治験手法(Decentralized Clinical Trial ※3)**の導入のために、**患者日誌の電子化を支援**することで、治験への参加を促すと共に、多数の患者から効率的かつ正確なデータ収集を可能とする。

※2 EDCシステム：Electronic Data Captureの略称で、治験や臨床試験の効率化を図るために、インターネットを使い電子的に臨床データを収集し、治験を実施する企業等にデータを送達するシステム。

※3 Decentralized Clinical Trials:デジタル技術等の活用により、患者が医療機関へ来院しなくても投薬や観察を受けられる新しい臨床試験手法。

施策の目的

厚生労働科学研究費を確保し、必要な研究を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の再流行の防止を図る。

施策の概要

令和2年度二次補正予算において、「新型コロナウイルスの新たな研究動向等を踏まえた診断・治療法の開発等及びその他緊急的に必要な調査研究事業」として、新たな研究動向や科学的知見等を踏まえた診断・治療法の開発や病態解明に資する研究や、その他、流行状況の変化により発生する社会的要請の強い諸課題を迅速に解決するための研究等を実施した。

一方、今年度においても、新型コロナウイルス感染症の第6波やその社会に与える影響については未だ予断を許す状況にはなく、また、ウィズコロナにおける新たな厚生労働行政における政策課題も含め、感染拡大防止に向けた諸課題に対する研究や、その他、流行状況の変化により緊急的に発生する諸課題に対する研究を迅速に実施する必要がある。

- 新型コロナワクチンの追加接種等に係る調査研究事業
- 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の検証と改善策の検討
- 保健所等地域保健分野における新型コロナウイルス感染症対策の検証と改善策の検討
- 介護・障害分野等における新型コロナウイルス感染症対策の検証と改善策の検討
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策の検証と改善策の検討
- 子育てや介護等に及ぼす影響の実態把握と対応策の検討に資する事業
- 治癒者や国民の生活習慣の変化等の実態把握と対応策の検討
- 新型コロナウイルス感染症流行下における災害支援体制の検討 等

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

研究成果を新型コロナウイルス感染症に関する行政施策に活用すると共に、新型コロナウイルス感染症の再流行の防止による、経済活動の活性化に寄与する。

施策の目的

新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、我が国の感染症危機管理体制の強化を行う必要が生じている。パンデミックに対応する感染症危機管理体制の構築のため、公衆衛生対策に係る研究開発の抜本的強化を行う。

施策の概要

新興・再興感染症及び予防接種政策推進計画事業において研究者及び民間事業者等に対して補助を行い、感染症危機管理体制の構築のため、公衆衛生危機管理に係る研究開発を抜本的に強化する。

(研究の具体例)

- ・健康危機管理体制の構築及び強化
- ・人流と公衆衛生との関係の調査
- ・サーベランスや疫学調査の強化
- ・感染症のリスク評価や重点感染症の指定
- ・感染症対策に係る人材育成
- ・感染症対策に資する医薬品の適切な確保方法
- ・危機管理医薬品等の研究開発体制の強化
- ・国際感染症に関するインテリジェンスの集約体制の構築
- ・医療機関等における感染予防管理の強化
- ・適切なリスクコミュニケーションの手法の構築

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施体制



成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

研究によってもたらされた成果を施策に活用すると共に、研究成果を用いて感染症危機の発生時における必要な公衆衛生危機管理を講じるための体制を構築する。

- ① 国産ワクチンの研究開発、生産体制整備について強化を図るため、製造販売企業等の生産体制の整備を補助すると共に、**実証的な研究（大規模臨床試験等）の支援を行う。**
- ② 開発に成功した場合には、**買上を検討**する。
- ③ ワクチン製造に必要な部素材（※）の開発に取り組む企業に対して支援を行い、**国産部素材の開発を後押し**する。
※ 部素材とは、細胞を育てるための培地や細胞を育てる容器である培養バッグ等、製造に必要な消耗品を指す。

【令和2年度2次補正（1,377億円）】

国内外で開発されたワクチンを国内で生産・製剤化するための施設・設備等を企業に補助。
（公募により7事業者を採択）

+

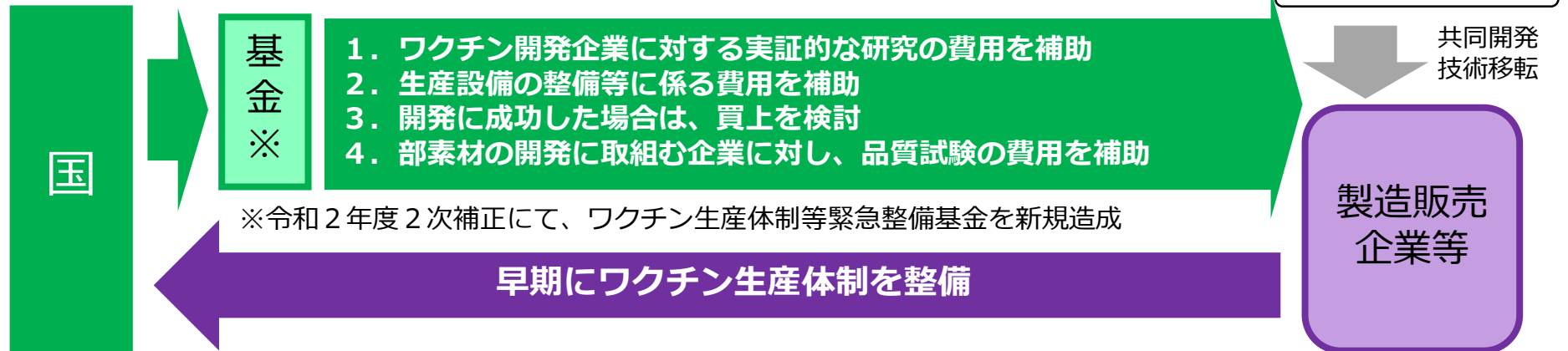
【令和2年度3次補正（1,200億円）】

生産体制整備事業で採択した国産ワクチン開発企業について、**実証的な研究（大規模臨床試験等）の実施費用等を補助。**

+

【令和3年度補正予算案（2,562億円）】

- ① **実証的な研究（大規模臨床試験等）の費用**につき、必要な追加費用を補助（1,259億円）
- ② **開発に成功した場合の買上**（1,299億円）
- ③ **部素材の開発に取り組む企業に対して、品質試験の実施の費用を補助**（5億円）



世界的な脅威となった新型インフルエンザウイルス（ヒト－ヒト感染）や鳥インフルエンザ、エボラ出血熱の感染拡大、中東呼吸器症候群（MERS）の感染拡大、世界的なジカウイルス感染症の流行など、世界では毎年のように感染症の流行が起こっており、国際化が進展した今日においては、我が国も、訪日外国人の増加が見込まれることもあり、世界に目を向けながら、様々な感染症に対応するために必要な対応を行う。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザの発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパンデミックワクチンの備蓄を行う。
- 風しんの抗体保有率が低い世代の男性に対して、予防接種法に基づく定期接種を行うにあたり、自治体を実施する抗体検査事業の補助を行う。
- 病原体等管理システムについて、次期システムへの更改に向けた開発を実施する。
- 感染症リスク等の分析や必要な感染症危機管理医薬品等の要件の設定、備蓄保管体制、緊急時の使用や分配体制等の活用体制について、そのあり方を包括的に再検討する。

事業概要

国立感染症研究所の機能・体制の強化に向け、所要の検査機器等の整備により、強力な研究・検査体制を構築するとともに、修復不可能な大規模故障を未然に防ぐため、緊急的に必要とされる施設整備等を行う。

1. 国立感染症研究所の機能・体制の強化に必要な施設改修

設計費(施設施工庁費)

○国立感染症研究所の機能強化に必要な施設改修工事

工事費(施設整備費)

- 入退室セキュリティシステム更新
- 動物管理区飼育装置更新
- 特別高圧受電室等空調設備更新 外5項目

建築物解体撤去工事
内装解体、躯体、基礎の解体撤去
大型設備の残置物撤去



会議室整備工事
基礎、内装工事等



建築物解体、
基礎・内装
工事後



2. 国立感染症研究所の機能・体制の強化に必要な検査機器等の整備

検査機器等整備費(試験研究費)

- 治療薬・ワクチン開発研究の推進に向けた基盤整備
自動細胞解析装置、質量分析装置 外6件
- 新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化
迅速微生物同定質量分析装置 外1件



要求要旨

- 国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に関する医療に関し、調査・研究及び技術開発等を行うことで、国の医療政策として、感染症その他に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。
- 今後の新興・再興感染症対応に当たって、国立国際医療研究センターに期待される役割は年々大きくなっており、新たな取り組みに応じる上で、体制の確保を進めているが、現行のセンター内の事務室や研究室には全く空きがない状況である。
- 業務実施に必要な体制を充足するため、新たな執務スペースを確保するための施設整備を行う。

事業概要

- センター敷地内の「情報センター棟」の一部を改修し、執務室としてスペースを確保するための整備を実施。

<情報センター棟>



(外観)



(4階内)

※上記、情報センター棟の4F部分を改修し、執務室として整備

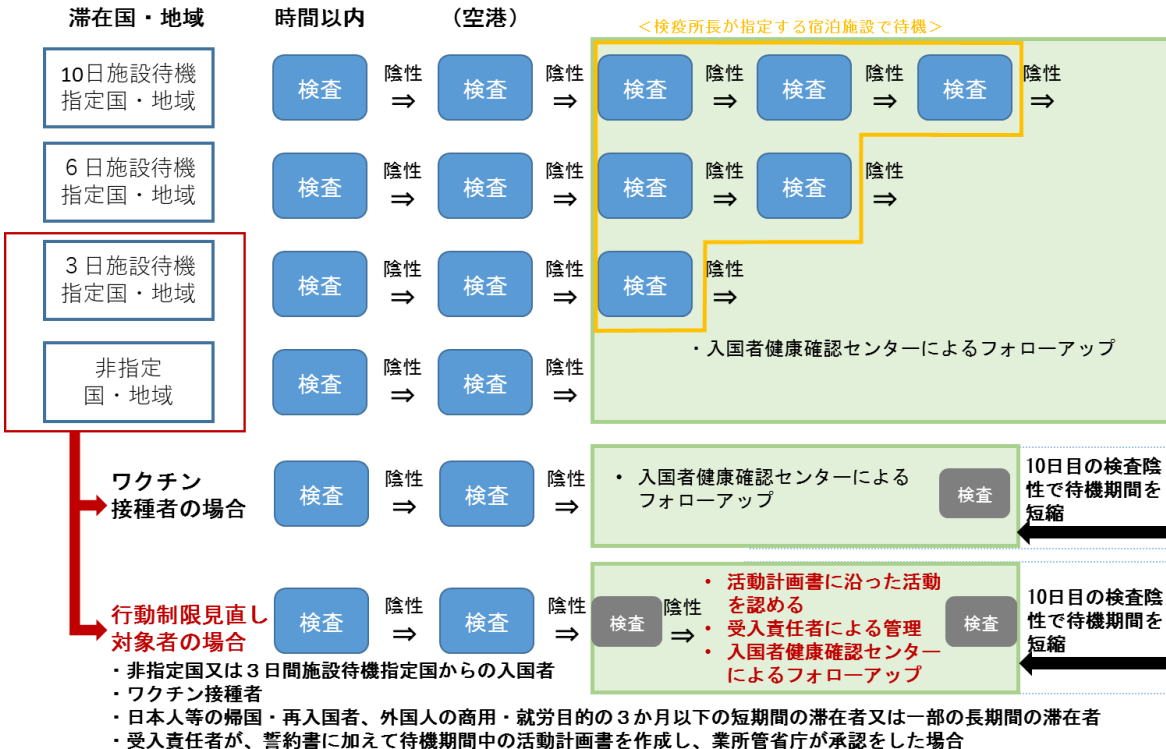
<国立国際医療研究センターに期待される主な役割>

- 骨太の方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
「国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの体制強化を図るとともに、一体的な取組を進めるための体制を構築」
- ワクチン開発・生産体制強化戦略（令和3年6月1日閣議決定）
「ワクチンの開発を迅速に進めるためには、国内外の新興・再興感染症の最新の発生状況、ウイルスの感染力やゲノム情報、症状など臨床情報を迅速に収集し、分析することが重要である。また、変異株の発生等も踏まえ、接種後のワクチンの効果を評価し、新たな研究開発につなげることも不可欠である。このため、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターを中心に大学・研究機関、地方公共団体、民間等が海外からの情報も入手の上、産学官連携を強化することが重要である。」

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策を機動的に実施するため、検疫の機能・体制の充実・確保を図る。

今後、増加が見込まれる入国者に対応するとともに、新たな変異株等の流入リスクに引き続き万全の備えを講じるため、検疫所による待機施設の確保など、機動的な水際対策の推進を図る。

入国前14日間の	出国前72	入国時	3日目	6日目	10日目	～14日目
----------	-------	-----	-----	-----	------	-------



- ・ 入国者を、日本人及び在留資格保持者等に限定した上で、入国後に自宅等での14日間待機等を求めるとともに、滞在国のリスクに応じ、検疫所長が指定する宿泊施設での待機や検査を追加実施。
- ・ 令和3年10月より、ワクチン接種者（6日・10日待機指定国からの者を除く）には、①自宅等待機期間短縮（14日→10日）、②施設待機免除を実施。
- ・ 令和3年11月より、①ワクチン接種者に対する入国後の行動制限の見直し、②外国人の新規入国制限の見直しを実施。
- ・ ワクチン接種者に対する更なる緩和など、水際措置の段階的見直しについて、国内外の感染状況等も踏まえつつ、関係省庁において検討中。

- ・ 現在入国者から紙で徴取しているワクチン接種証明書等について、電子化に対応できるよう必要な機器等を整備。(※別途、「検疫におけるワクチン接種証明書の電子化への対応」)
- ・ 待機施設の確保、民間検査機関への検査委託、空港内検査及び検査待機場所の確保等。

入国者の増加に対応するとともに、引き続き新たな変異株等の流入を防止する。

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症に係る水際対策を機動的に実施するため、検疫業務等運営強化に必要な施設の改修を図る。

② 施策の概要

防護服及び消毒剤等の備蓄スペースとして利用している成田空港検疫所の旧措置場車庫の拡張・整備や、成田・羽田・関西空港内の仮眠室を2段式カプセルベッドへ改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

・実施主体: 国(検疫所)

○旧措置場車庫



- (1) 仮設工事(ガードフェンス等)
- (2) 建築工事(土木・地業・鉄筋・コンクリート・屋根・外装・内装・建具・舗装等)及び電気・機械設備費、新規浄化槽設置 等

○仮眠室



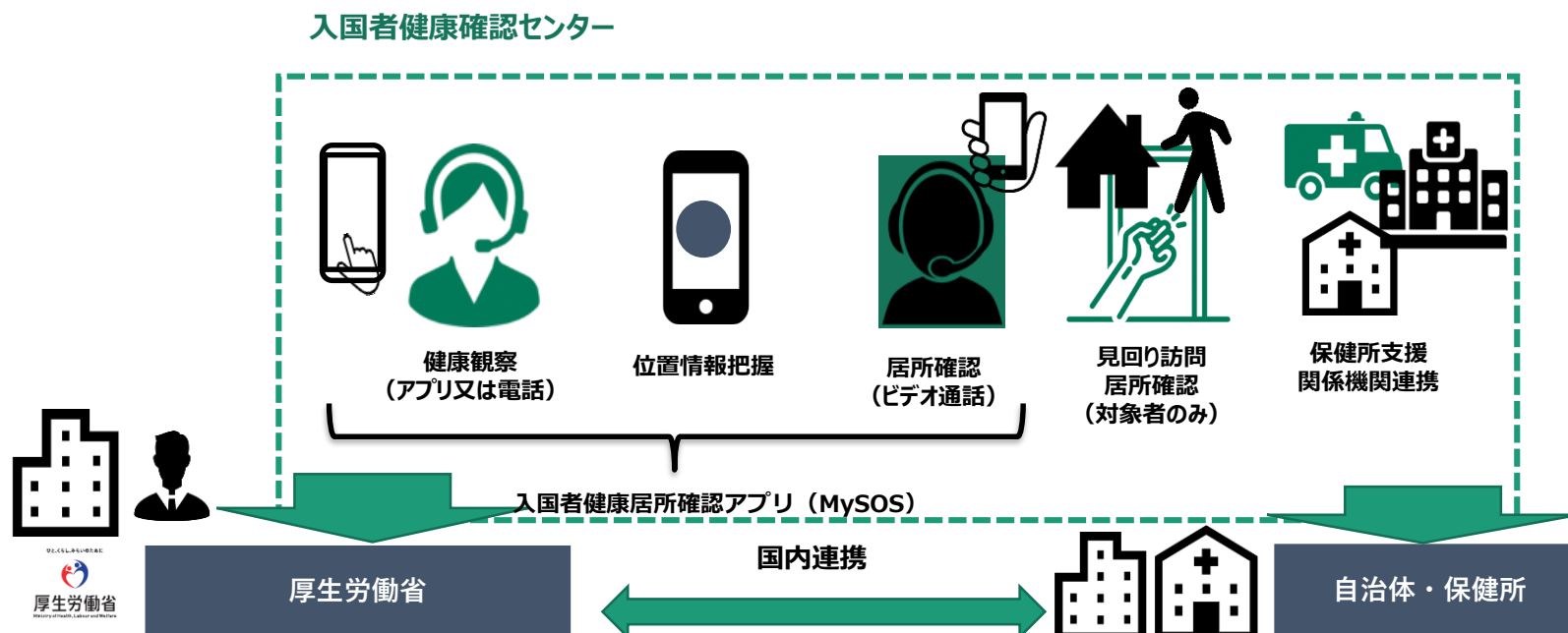
- (1) カプセルベッド設置
- (2) 消防設備改修
(光電式スポット型煙感知器、配線作業、防災盤改造費 等)

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

入国者の増加に対応するための施設改修を行い、検疫による水際対策の推進を図る。

入国者健康確認センター事業

- 海外からの入国者については、出国前と入国時の検査において、いずれも陰性であった者に対し、防疫上の措置として、一定期間の自宅・ホテル等の検疫所長が指定する場所での待機を要請。
- これらの待機者の健康状態を保健所に代わって確認を行うとともに、自宅・ホテル等の検疫所長が指定する場所での待機状況を確認する機関として、「入国者健康確認センター」を設置・運営。
- 同センターについては、民間企業に業務委託の上、入国者の健康状態・位置情報の確認、ビデオ通話、見回り業務を実施。



感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業 (GHIT)

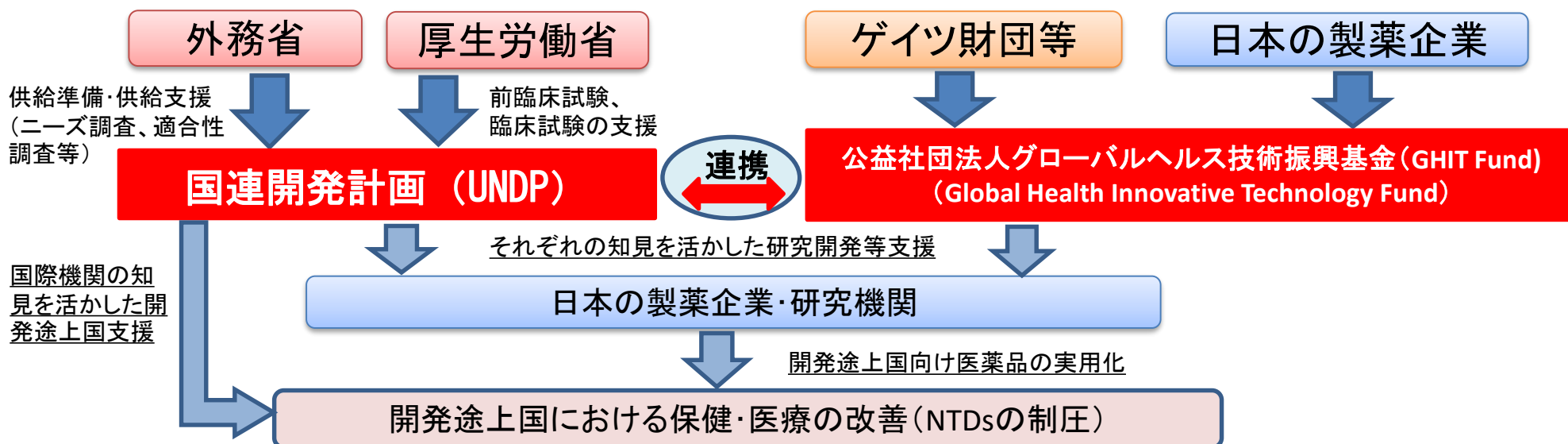
事業の目的

対象の疾病に新型コロナウイルスを追加することとなり、新型コロナウイルスの治療薬の国内開発を進めるため、資金の拠出を通じて治療薬の早期開発を支援する。

事業概要

日本の優れた医薬品研究開発力を活かし、官民連携の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) への拠出を通じて、NTDs等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発と供給支援を更に促進する。

事業のスキーム図



世界抗結核薬基金(GDF)拠出金

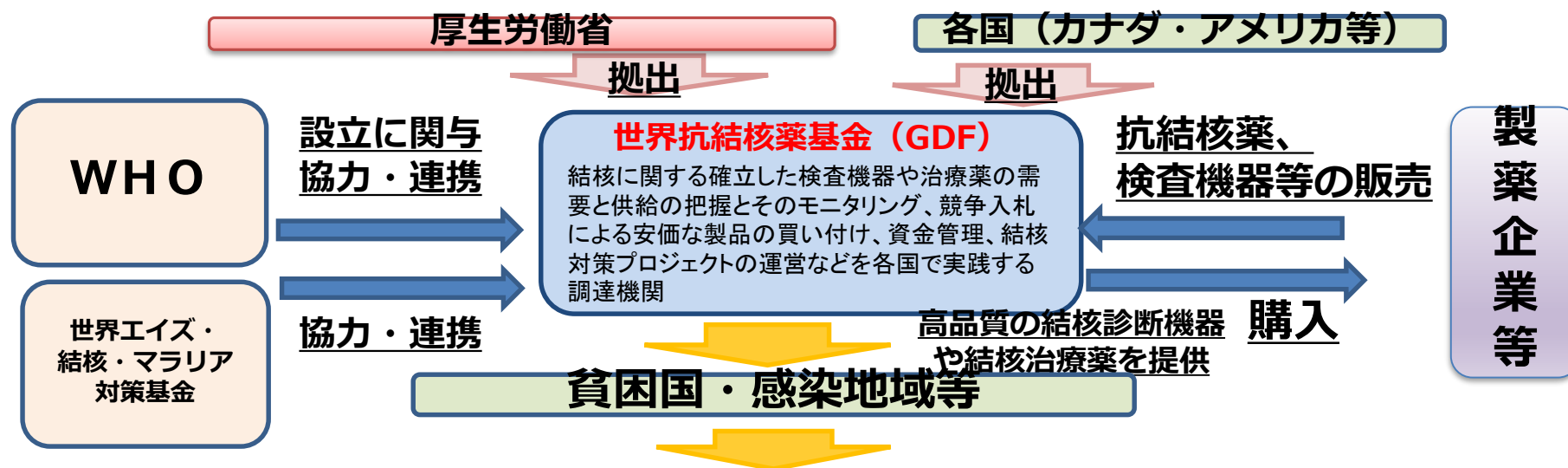
事業の目的

新型コロナウイルス感染症の流行により結核蔓延国において後退、遅延している結核の診断治療を日本の革新的技術を用いて推進することで、我が国への結核の流入を抑止し、我が国の安全保障を確保する。

事業概要

世界抗結核薬基金(GDF)への拠出を通じて、日本製の結核診断機器や結核治療薬の購入・提供を行い、世界の結核対策に日本の抗結核技術が貢献。

事業のスキーム図



アジアでの結核の脅威が高い地域での流行封じ込め⇒ 世界的流行の終息に寄与